

函館の教育のあり方検討協議会委員公募実施要領

1 目 的

函館の教育のあり方検討協議会（以下「協議会」という。）の委員を委嘱するにあたり，市民意見を市政に反映させるため，委員の一部を市民から公募することにより，市民参加の機会を提供する。

2 公募定数

協議会の公募による委員の定数は，1人とする。

3 委員の任期（予定）

平成28年6月下旬から平成30年5月まで（2年間）

4 補欠委員の任期

補欠の委員の任期は前任者の残任期間とするが，その期間が1年未満のときは，1回に限り公募によらず再任できるものとする。

5 応募条件

市内に居住する満18歳以上（平成28年3月31日現在）の者で函館の教育振興に関し，知識，関心等のある者とする。ただし，次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 本協議会に委員を推薦している団体に所属する者
- (2) 本市の他の委員会の委員を2以上兼ねている者（応募中のものを含む。）
- (3) 成年被後見人または被保佐人
- (4) 禁錮以上の刑に処せられ，その執行が終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
- (5) 日本国憲法施行の日以後において，日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し，またはこれに加入した者

6 応募方法

別に定める応募申込書により，郵送または持参により応募する。

なお，提出された申込書は返却しないものとする。

（応募先：函館市教育委員会学校教育課

〒040-8666 住所 函館市東雲町4番13号 TEL 21-3523）

7 広 報

募集にあたっては，市ホームページ等に募集記事を掲載する。

8 募集期間

平成28年6月6日（月）から平成28年6月17日（金）まで
（郵送の場合は、当日消印有効とする。）

9 決定の方法

応募者が定員を超えた場合は公開抽選により決定する。

本協議会は、中・長期的な教育のあり方について必要な検討等を行うという性質を持ち、幅広い世代の意見を反映させる必要があることから、本協議会における青年（39歳以下）の委員の割合が、附属機関・その他の会議の設置等に関する取扱要領4（2）に定める青年登用率の目標値10％に達しない見込みであることを鑑み、青年の応募があった場合は、優先的に青年の応募者を委員として決定する。なお、青年の応募が複数あった場合は、当該青年のみを対象者とした公開抽選により決定するものとする。

また、応募者が定数に達しない場合の欠員については、再度募集する。

10 決定結果の通知

決定後は、速やかに応募者に対し書面で結果を通知する。